令和5年度 花巻空港制限区域内除草等業務委託 特 記 仕 様 書

1 委託概要

花巻空港の制限区域内における草刈りを実施するものである。

2 実施する箇所及び回数

実施数量は別紙「数量集計表」のとおりとし、指定実施月に草刈を行うこと。

ただし、草の生育状況により、実施時期及び回数の変更が必要となる場合は、監督職員と協議すること。なお、以下の箇所は航空機進入路にあたるため、空港運用時間外の作業とすること。

- 20 側 クリティカルエリア (ab、ac 部)
- · 02 側 末端の場周道路脇 (T・U部の平坦部分)

3 入場の際の注意事項

作業箇所は制限区域内であるため、事前に制限区域内への立入り及び車両入場に係る手続きを行うこと。なお、制限区域内での作業実施の前日までに、別紙「花巻空港工事等連絡表」をFAX送付することにより、関係機関へ作業の事前連絡をすること。また、作業を中止する場合にも、その旨をFAX送付により報告すること。

作業実施にあたっては、「花巻空港制限区域内入退場確認記録表」と「作業点検表」を作成記録し、作業終了後に監督職員に提出すること。

4 車両の通行

入退場及び場内移動の際は、別紙「空港内における車両の通行について」を遵守することとし、これによりがたい場合は監督職員と協議すること。なお、エプロン前の道路について、できるだけ通行しないこととし、やむを得ず通行する場合は、道路及び周辺を汚損しないよう、車両の状態を整えたうえで通行すること。

5 運航及び営業への配慮

航空機の運航及び営業に支障が生ずることの無いよう、十分に配慮をして作業を行うこと。

6 休憩場所

休憩場所について、事前に監督職員と協議のうえ、了承を得た場所のみを使用することとし、 それ以外の場所では休憩しないこと。ただし、休憩場所が作業場所と離れる等、実情に合わない場合は、その都度、監督職員と協議のうえ、休憩場所の了承を得ること。なお、簡易トイレ (移動式)の持ち込みについては支障ない。

7 使用機械

機械除草に使用する草刈機について、抵抗入りのスパークプラグを用いる等、航空局無線施設 に影響を及ぼすおそれがないものを使用すること。

8 提出物

作業にあたっては、作業前、作業中、作業後の写真について、写真集に綴り提出すること。 と。(作業の実施成果が確認できるよう整理すること。)

9 安全対策

作業箇所には、フェンス囲いの開渠や斜面等があるため、命綱や安全帯等その作業箇所に即した安全対策を行い、労働災害の防止を図ること。

また、作業中にフェンスの損傷を発見した場合は、直ちに監督職員に報告すること。

10 刈草の搬出

刈草の搬出にあたっては、十分に乾燥させた後、作業すること。なお、集草を不要としている 箇所について、原則は刈倒しとするが、集草等が必要と判断される場合には、監督職員と協議 すること。

11 設備の破損及び復旧

空港の設備を破損した場合は、直ちに空港事務所へ連絡するとともに、受注者の責任において復旧すること。なお、緊急に復旧する必要がある設備については、空港事務所で復旧するが、その復旧に要した費用は受注者の負担とする。

12 その他

作業を実施する際に疑義が生じた場合は、必要の都度、監督職員と協議すること。

※数量内訳※

			宇佐		機械		人力除草面積 (m2)				
作業箇所	図面番	□数		草	集草和	責込荷卸運搬	・搬出	草刈	集草・積込 荷卸・運搬	実施月	
二枚橋用水路~方八丁グランド間				小型機械	肩掛式	小型機械	肩掛式	計		搬出	
二枚橋用水路~方八丁グランド間	A·B	5	1	2, 022	506	2, 022	506	2, 528	_	_	
場周道路脇(北西側)	C·D·E	45	1	491	_	491	_	491	_	_	
航空局VOR/DME周辺	F		1	1, 624	1, 083	1, 624	1, 083	2, 707	_	_	
君ヶ沢排水路周辺	G	4	1	_	337	_	337	337	37	37	
3番ゲート周辺(その1)	Н	4	1	_	692	_	692	692	_	_	
3番ゲート周辺(その2)	I · J · K		1	_	1, 071	_	1, 071	1, 071	_	_	
旧ターミナルビル~CAB庁舎間	L	34	1	991	489	991	489	1, 480	_	_	
場周道路脇(西側)その1	М		1	_	442	_	442	442	_	_	
場周道路脇(西側)その2	N·O		1	_	309	_	309	309	_	_	
工沢排水路付近	P·Q	3	1	_	3, 245	_	(一部刈倒し) 1,500	1, 500	360	360	
場周道路脇(その他)その1	R		1	_	217	_	217	217	_	_	
	S	23	1	4, 105	2, 115	4, 105	2, 115	6, 220	_	_	
	Т	12	1 2	0.000	0.000	0.000	()	0.000			8月
	U		1	2, 000	9, 088	2, 000	(刈倒し)	2, 000	_	_	
	V	18	1	F40	4 400	F40	4 400	4 070			
場周道路脇(その他)その2	W		1	548	4, 428	548	4, 428	4, 976	_	_	
	Х	8	1	211	_	211	_	211	_	_	
	Y	6 7 8	1					7, 594	_		
	Z		1	6, 910	684	6, 910	684			_	
	aa		1								
00.004	ab		1	500	1, 834	500	1, 834	2, 334	_	_	
20側クリティカルエリア	ac	5	1	400	633	400	633	1, 033	_	_	
5番ゲート~6番ゲート	bb		1	_	748	_	748	748	_	_	
南側排水路	cc ②	2	1	_	797	_	797	797	_	_	
南側排水路+6番ゲート付近	dd·ee		1	_	904	_	904	904	_	_	
第3駐車場西側		8	1	_	800	_	_	_	_	_	
·				19, 802	30, 422	19, 802	18, 789	38, 591	397	397	
設計計上値				19, 800	30, 420			38, 590		400	
表記 計工地				集草・	積込	A=38, 591+3	397=38, 988	38, 990			\

花券空港工事等連絡表 (FAX)

東京航空局花巻空港出張別 連航情報官		FAX	0198-26-4804	
日本航空㈱[JAL]花巻(運航管理)	様	FAX	0198-26-5636	
(糊アジドリームエアラインズ[FDA]花巻(運航管理)		FAX	0198-26-0470	
花巻空港事務所	様	FAX	FAX 0198-26-4588	
電源局舎		FAX	0198-30-2745	
空港消防隊		FAX	0198-26-3777	
岩手県防災航空センター		FAX	0198-26-5256	言
気象花巻事務所	様	FAX	0198-29-4195	
岩手県警察本部生活安全部地域課警察航空隊	兼	FAX	0198-26-2013	

`	作来ロ削ロま	CFAAZZ/目9のして:
Ж	作業場所は、	グリッドマップの番号と
	ナス	

無線機(※3)

作業時間

制限の種類(※2)

高さ

車両区分

会社名

作業場所(※1)

作業内容

制限表面に関する事項 の作業予定

夜

闽

Ш

町

#

4年

超·近·低·着超·近·低·着超·近·低·传·超。近·低·

H H H

バック本ウ タッンプ。トラック

人力 グレーン

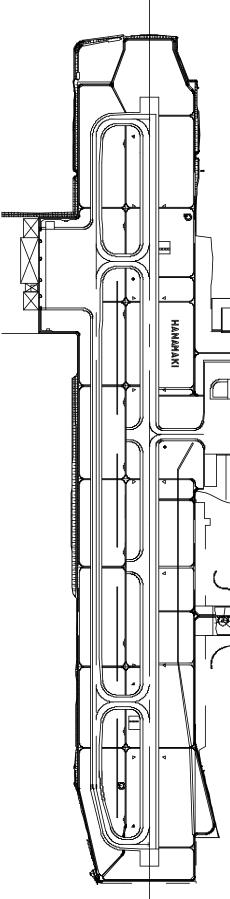
TEL: FAX:

近:制限高に近接した作業 超:制限高を超えた作業

(制限高一6m内)

低:制限高に近接しない作業 着:着陸帯内での作業 使用する無線機の番号を記載する。 なまきけんせつ51

	ルーン m 超・近・低・着 : : (**)がか m 超・近・低・着 ※3 ゲンプトラック m 超・近・低・着 : ※3 人力 m 超・近・低・着 : ※3
--	--



総括	担当

花巻空港制限区域内入退場確認記録表

令和 年 月 日(曜日)

請負業者名:

入場時間	入場人員名	入場車両番号	退場時間	確認印	腕章番号	旗番号	備考

入場時間	確認監督員名	退場時間	確認監督員名
	印		印

※1. ゲート鍵を返却する際に報告すること。

※2. 確認監督員はランプパス交付者であること。

総括	担当

		,	作	業		点	杉	ę	表				
工事・業務名													
使用ゲート													
作業時間	令和	年	月	目	時	分	~ 令和	泊 年	: 月	月	時	分	
入・退場時間	令和	年	月	目	時	分	~ 令和	泊 年	: 月	月	時	分	
	1.												
	2.												
Walley Land	3.												
作業内容	4.												
	5.												
	6.												
				台	î								台
使用機械等				台	ì								台
				É	î								台
	項目						確認	項目				確認	
	使用機材の確認 (入場時)							作業機材の置き忘れ					
	使用機材の確認 (退場時)							灯火施設の損傷(有・無)復旧					
点検内容	作業人員の確認 (入場時)							ゴミ類の持ち出し					
	作業人員の確認 (退場時)							トイレ	利用の	犬 況			
	警備員への緊急連絡の有無												
記事										<u> </u>			
入場者名	※記録	表に記	入										
作業区域													
記入者	1		子員: 員:	:									

^{※1.} 作業区域はグリットマップ番号とする。

^{2.} 確認監督員はランプパス交付者とする。(現場代理人等講習を受講したもの)

【別紙】

空港内における車両の通行について

制限区域内は航空機の安全運行のため、下記事項を守ること。

- 1 使用車両には必ず標識旗を見やすいところに取り付ける。
- 2 制限区域の入退場は、4番ゲートより行う。
 - (1) 入場時:ゲートにあるインターホンにより空港事務所を呼び出し、解錠をしてもらう。
 - (2) 退場時:鍵は中から開きますが、退場の旨をインターホンで報告する。
 - ※ 他の車両と一緒に入退場した場合でも、報告を行うこと。

3 制限速度(抜粋)

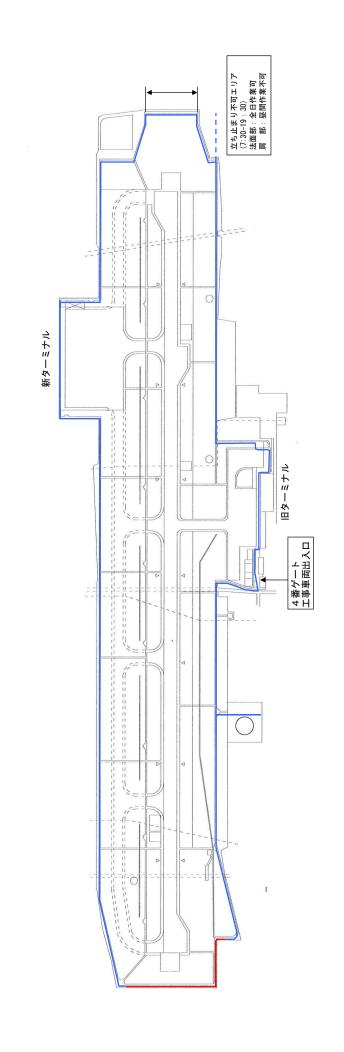
- (1) 通常 30km/h
- (2) 航空機の周辺 30mにあっては 15km/h
- (3) 航空機に向かって走行する場合、5m以内に接近したら 8km/h

4 航空機の優先

- (1) GSE 通行帯を通行する場合、臨場している航空機の警備員の指示に必ず従うこと。
- (2) 移動している航空機の前方通路上において、横断や駐停車をしてはならない。
- (3) 航空機の誘導員がいる場合、その前を横断せず、航空機が停止するまで待機すること。
- (4) 航空機の始動に必要な車両を除き、エンジン作動中に、始動直前の航空機前方または後方で 車両の操作をしないこと。
- (5) 航空機に向かって後退する場合、必ず車外に誘導員を配置すること。

5 通行上の注意

- (1) 空港運用時間中は、北側の場周道路を横断してはならない。
- (2) 南側の場周道路を横断する場合、一時停止し、離着陸機の有無を視認したうえで横断すること。なお、離着陸中はその場で待機すること。
- (3) <u>滑走路、誘導路及びエプロンへは許可なく進入できない</u>ため、必要な場合には、空港事務所 職員の誘導に従うこと。



※早朝の作業は7:00まで(退 出時刻)とする

昼間(7:30~19:30) **通行不可** 夜間・早朝(19:30~7:30) **通行可**

凡例

昼夜問わず通行可

